居宅介護利用者　様

特定福祉用具販売事業者　様

中野区　介護・高齢者支援課

**排泄予測支援機器販売・給付に関る基準と申請手続きについて**

令和４年4月１日、排泄予測支援機器が介護保険福祉用具購入品種目に追加されました。以下の販売・給付に関わる基準、確認事項をご確認のう

え、特定福祉用具販売事業者様（以下「事業者」と表示）は、申請手続の支援をお願いします。

なお、申請には、通常の書類の他、別添の確認調書、医師の医学的所見が確認できる書類の添付も必要となります。

１．排泄予測支援機器とは

　　居宅介護利用者様（以下「利用者」と表示）が、常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと

推定された際に、排尿の機会を利用者又はその介護を行う方に自動で通知するものです。

専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は、介護保険福祉用具購入の対象外となります。

２．給付対象について

　　運動機能の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等により、トイレでの自立した排尿が困難となっている利用者であって

排尿の機会の予測が可能となることで、失禁を回避し、トイレで排尿をすることが見込める方が対象となります。

３　利用が想定しにくい状態について

　　排泄予測支援機器は、トイレでの自立した排尿を支援するものであることから、介護認定審査会資料の調査項目第２群（生活機能）―５（排尿）

の結果が「１．介助されていない」、「４．全介助」の利用者の利用は想定しにくいものと考えられます。

しかしながら、「１．介助されていない」、「４．全介助」であっても、十分に検討の上、適切に使用することで、トイレでの自立した排泄が期待

できる場合は、給付の対象としても差し支えありませんが、その場合は具体的な理由を確認調書に記載いただきます。

４　医学的な所見の確認について

　　事業者は、排泄予測支援機器の販売に当たっては、以下のいずれかの方法により、利用者の膀胱機能を確認してください。

　　（１）介護認定審査における「主治医の意見書」

　　（２）サービス担当者会議等における医師の所見（「サービス担当者会議の要点」、「居宅介護支援経過）

　　（３）介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見（確認書類は（２）と同じ）

　　（４）個別に取得した医師の診断書　等

５　事前に確認すべき事項

　　事業者は、排泄予測支援機器の利用によって自立した排尿を目指すため、以下の点について、利用を希望する利用者に対して事前に確認の上販売

してください。

　　（１）利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を目指す意志があるか

　　（２）装着することが可能か

　　（３）利用者やその介助者等が通知を理解でき、トイレまでの移動や誘導が可能か

６　試用の推奨と助言、支援

　　利用者等の状態により、通知から排尿に至る時間（排尿を促すタイミング）は異なることから、事業者は、販売前に一定期間の試用を推奨し、積

極的な助言に努めてください。試用の状況で継続した利用が困難な場合は、試用の中止を助言したり、また介助者も高齢等で利用に当たり継続し

た支援が必要と考えられる場合には、販売後も必要に応じて訪問等の上、利用状況等の確認や利用方法の指導に努めてください。

７　居宅介護支援専門員等との連携

利用者が居宅介護支援を受けている場合は、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等において排泄予測支援機器の利用方法等を説明すると

ともに、特定福祉用具販売計画を提供する等、居宅介護支援専門員、サービス事業者等の連携を図ることで利用状況に関する積極的な情報の収集

に努めて下さい。

８　**申請書類**

　　**①　通常の福祉用具購入費支給申請書類、　②　上記「４」いずれかの医師の医学的所見が確認できる書類の写し**

**③　別添の「確認調書」**（申請書や、特定福祉用具販売計画書等に確認調書と同様のことを記載している場合は、添付省略可。）

９　その他　参考資料

介護保険最新情報Ｖｏ．１０５９　令和４年3月31日「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正について

　　（厚生労働省老健局高齢者支援課）のＱ＆Aなどにも取扱いが掲載されていますので、参考にしてください。

〔問い合わせ先〕　　中野区　介護・高齢者支援課　介護給付係

直通　０３－３２２８－６５３１